第21回 木曽三川下流部船舶対策協議会

令和2年 8月 4日 国土交通省 中部地方整備局 木曽川下流河川事務所

職事等

- 1. 不法係留船の現状
- 2. 重点的撤去区域における対策 (海津市海津町油島地先)
- 3. 重点的撤去区域における対策 (桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曽川水路)
- 4. 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸
- 5. 変形護岸係留許可施設の適正管理
- 6. 不法係留船対策スケジュール
- 7. その他

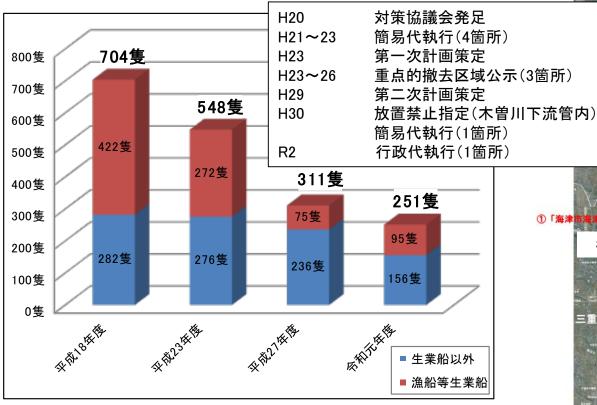
1. 不法係留船の状況

不法係留船の推移

		平成18年度	平成23年度	平成27年度	令和元年度
無	無許可船舶	704	548	311	251
	漁船等生業船	422	272	75	95
	生業船以外	282	276	236	156



重点的撤去区域



(海津市海津町油島地先)

1)スケジュール

年度	R2	R3	R4
海津市	漁船係留施設の ———— 候補地調整 (揖斐川沿川)	施工・移動	
河川管理者	海津市の動き	>	
	PB所有者への自主撤去の 指導	行政代	執行>

(海津市海津町油島地先)

2)係留先の調整状況

R1.8に海津市漁協より提出された「揖斐川における漁船係留候補地に係る要望書」に基づき、国、海津市、漁協で現地確認済。新規係留に向け調整中



(海津市海津町油島地先)

3)自主撤去の進捗状況



令和元年12月撮影



令和2年6月撮影

(桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曽川水路)

1)スケジュール

年度	R2	R3	R4
桑名市愛西市	係留施設の 候補地調整 三重県漁協:木曽川右岸で検討 愛知県漁協:木曽川左岸の 変形護岸へ移動 (漁協へ、移動を 継続的に説得する)	→ 移動	
河川管理者	桑名市、愛西市の動きをフォローアップ ・行政代執行(1隻)	→ 行政代執行	<u></u>

○第20回協議会からの変更点

簡易代執行取り止め(対象船舶が自主撤去されたため)

(桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曽川水路)

2) 行政代執行の実施(令和2年6月2日~10日)

船頭平閘門木曽川水路内で油流出事故を発生させた船舶を強制撤去

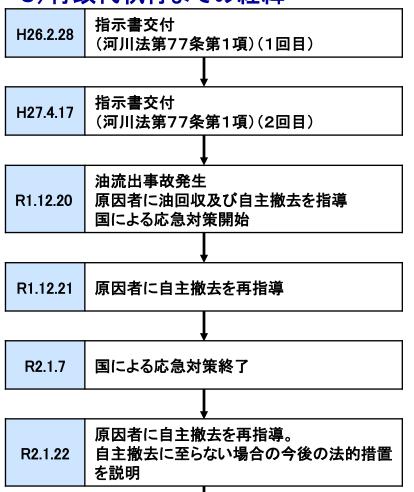


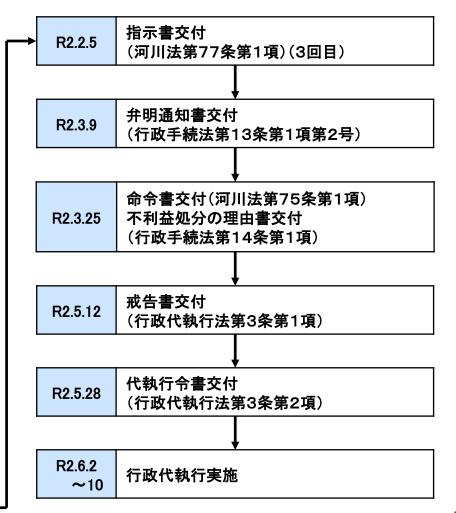


令和元年12月撮影

(桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曽川水路)

3) 行政代執行までの経緯



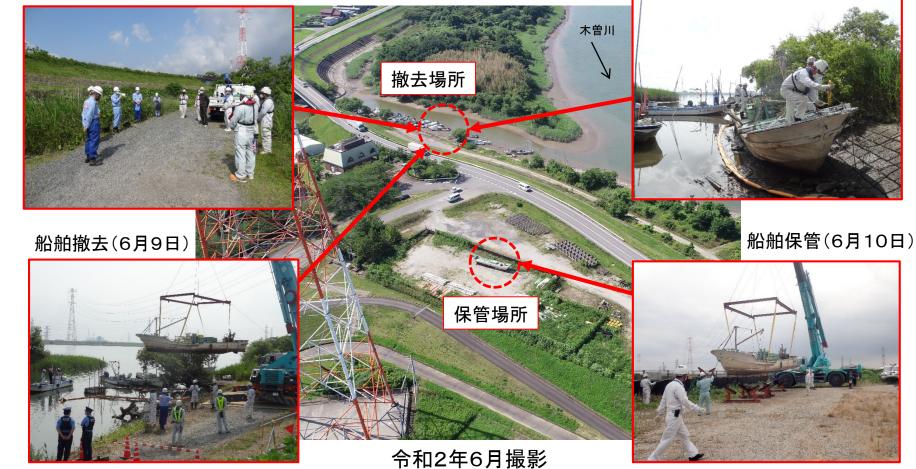


(桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曽川水路)

4) 行政代執行の実施状況

代執行宣言(6月2日)

船体調査(6月2日)



4. 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸

1)概要

河川工事の支障となった船舶の移動先として、国が整備し、桑名市が占用許可を受けて管理を行っている変形護岸。

上之輪新田、下深谷部(城の堀)、下深谷部(野球場前)、上之郷の4箇所 プレジャーボートについては係留期間を10年間と定めたものの、現在もそのほ とんどは移動が行われず係留が続いているため、第二次計画において、占用者 は計画的に是正指導を行い、令和4年度までに移動完了するものとしている。

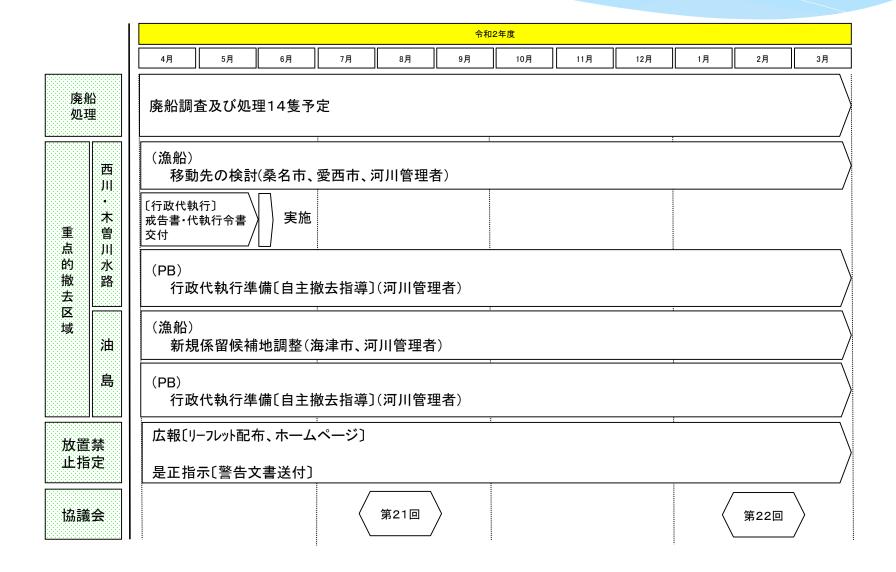
2)移動完了までのスケジュール

年度	R2	R3	R4
桑名市	船舶所有者に船舶移動の - 説明を実施		→ 移動完了
河川管理者	桑名市の動きをフォロー _ アップ		>

5. 変形護岸係留許可船舶の適正管理

	係留船実態調査表(R2) 及び係留船舶撮影写真	ナンバープレートの 貼付	維持管理計画書への 記載 (避難方法、浚渫な ど)
桑名市	実態調査表及び船舶写真 一部提出済み	ナンバープレートー部貼付済	記載中
海津市	実態調査表及び船舶写真 取りまとめ中	ナンバープレート貼付済み	記載中
愛西市	実態調査表及び船舶写真 取りまとめ中	一部を除きナンバープ レート貼付済み	記載中
木曽岬町	実態調査表及び船舶写真 提出済み	ー部を除きナンバープ レート貼付済み	記載中

6. 不法係留船対策スケジュール



7. その他

1)第2次計画(抜粋)

Ⅲ. 不法係留船対策に係る実施事項

1. 全般的事項

- ◆ 以下に示す実施項目は、関係機関との役割分担を明確にした上で連携・協力しながら推進するとともに、PDCAサイクルにより継続的に評価・改善等を行う。
- ◆ 地域住民のさらなる理解向上を図るために広報活動に積極的に取り組む。

2. 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策

- ◆ 河川法に基づく河川監理員の指示並びに監督処分、及び簡易代執行及び行政代執行を実施 し、継続的に監視を行う。
- ◆ 重点的撤去区域を必要性の高い区域から順次設定する。
- ◆ 重点的撤去区域以外の河川区域については、河川監理員の指示を含めて適切な指導を行う。

3. 変形護岸の適正な維持管理

(1)係留許可船舶の適正な管理

- ◆ 許可係留船舶は、漁船及び生業船に合致し「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に 供する船舶」とする。
- ◆ ナンバープレートの船外貼付を義務づける。
- ◆ 一定期間利用実態がない船舶は、係留許可を取り消す。
- ◆ 係留船舶の権利譲渡や隻数の追加等について定期的に調査・指導・監視する。
- ◆ 出水時等における船舶の避難場所を確実に確保し、避難方法を維持管理計画書に明記する。
- ◆ 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸は、平成34年度までに船舶の移動を完了する。

(2)変形護岸の適正な維持管理

- ◆ 変形護岸内の維持管理は、占用者または利用者により行い、具体的な内容は維持管理計画 書に記載する。
- ◆ 整理・集約、占用廃止を進め、必要に応じて締め切り等を実施する。
- ◆ 占用廃止した変形護岸は、適正な管理が実施される場合のみ、新たな水面利用のための占 用協議に応じる。
- ◆ 占用目的以外の利用形態となっている変形護岸は、水上バイクの離発着場所などの新たな活用方策を検討する。





代執行の実施の様子(左: H22 下坂手変形護岸 右: H23 西川地先)





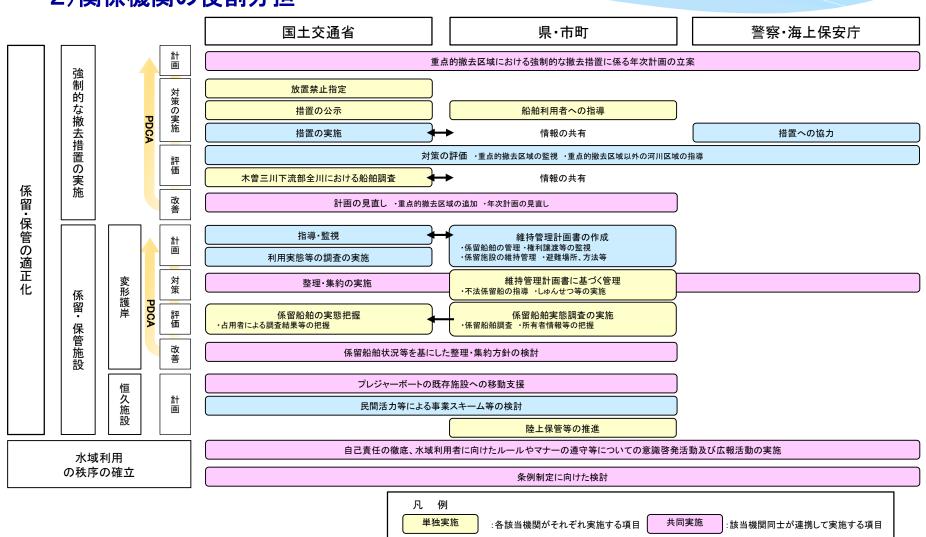
変形護岸と係留許可船舶の状況



変形護岸の締め切り(下坂手)

7. その他

2)関係機関の役割分担



分担実施

:各該当機関が役割毎に実施する項目